

SBI:Sleep environment & Bedding goods Instructor®

睡眠環境・寝具指導士®倫理規程 順守の補足説明

SBI:睡眠環境・寝具指導士認定委員会

[倫理規定 項目：法の順守及び社会的信頼の保持]

■第2条2項要約

*団体、法人等に対して付与するものではなく、個人のみ付与される資格である。

団体、法人の案内で睡眠環境・寝具指導士を表示する場合は有資格者個人名を記載することを要する。

(例) 表記する紙面等に、団体、法人名が明確に表示してあること。

睡眠環境・寝具指導士® (認定No.100000) 日本一郎 は明確に判読できる一体表記であること。

認定No.は必須ではないが記載する場合、氏名の前記とする。

■第2条3項

*特定の商品またはサービス等を、認定委員会が推薦するような表現を認定委員会の事前の書面による許可なく行ってはならない。

(例) 「睡眠環境・寝具指導士が推薦する商品」は不可であり、第2条2項の(例)に準ずる表記とする。

登録商標である 睡眠環境・寝具指導士® の名称使用は、当認定委員会の事前許可を要する。

■第2条4項要約

*各種法令に抵触する行為、又は反社会的行為(幫助を含む)を行ってはならない。

(例) 医師法第17条

1. 医師でなければ医業(医療行為)をなしてはならない。

医療行為 ⇒ 傷病に対しての治療、診断又は予防の行為のことである。

2. 「疾病名をあげ、その症状がみられます」や、「病院名を挙げて受診を勧める」等は医療行為で不可。
腰痛症、自律神経失調症、更年期障害、血行障害、睡眠障害、不眠症、高血圧 他

3. 下記の測定行為の紹介は可能であるが、それにとまなう医療行為は不可である。

検温、血圧測定、睡眠尺度表(アテネ、WHO 他)、自律神経測定、睡眠計アプリ、パルオキシメーター装着等は被験者本人が体調、睡眠状態をチェックする方法である。(裏面あり)

(例) 医薬品・医療機器等法、薬機法、不当景品類及び不当表示防止法

1. 薬理的な効果を標榜すると医療機器扱いとなる。
医薬品、医療機器、医薬部外品（健康食品、化粧品、他）等を扱う業者や個人は薬機法の規制を受ける。
2. 医薬部外品等の疾病治療又は予防目的とする効果効能表現は不可である。
「肩こりが治る」、「腰痛が軽減する」、「便秘が治る」等は不可である。
3. 健康増進、維持目的の効果効能表記は可能である。
安眠、快眠、寝返りしやすい、アレルギーの低減、体圧分散性、寝姿勢保持等の表記は可能であるが、景表法的には個々の製品で合理的根拠を証明するエビデンス（治験データ等）が必要であり、且つ各都道府県薬務担当に表記内容の事前相談が必要である。

注) 2020 年度「(一社) 日本寝具寝装品協会ヘルスケア表示寝具認定ガイドライン」を参照して下さい。

4. 著名人やスポーツ選手の愛用者個人の感想
「寝起きに腰や肩が痛かったのですが、この敷マットを使った日からパツと起きられるようになった。短時間でもしっかり眠れるようになりました。」（愛用者個人の感想です）は表記可能である。

[倫理規程項目：知的財産権の順守]

■第3条要約

*業務の実践に際して、著作の無断引用並びに利用等を行ってはならない。

(例) 著作権法

- ・引用文の出所掲載箇所を明確に明示すること。
著者名、論文名、書籍名、掲載項、出版年 等

(例) 商標法

- ・商標登録された文字マーク等には商標権が発生し、権利者は登録商標を独占的使用が可能となる。
第三者による無断使用は、商標法に定める商標権侵害行為にあたる。

[倫理規定項目：罰則の適用]

■第9条要約

*本倫理規程に違反した場合には、認定委員会の裁定により戒告あるいは二年以内の期間を定めて「睡眠環境・寝具指導士」名称を使用した業務の停止、あるいは登録の取り消しなどを命じることができる。

以上